

毎週火、金曜日発行(但休日に当らむ
昭和四年四月十五日第三種郵便物登録
整日)

鳥取県公報

目 次

◆条例

鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例

鳥取県営企業の組織に関する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

等の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

◆規則
◆人委規則
◆職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

条 例

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業の組織に関する条例をここに公布する。

鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立

事業についての地方公営企業法の規定の適

用に関する条例

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十一号)。

事業についての地方公営企業法の規定の適

用に関する条例

以下「法」という。) 第二条第三項及び地方公営企業法

施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の

規定に基づき、鳥取県が経営する工業用水道事業及び埋

立事業について、それぞれ法の規定の全部を昭和三十八

年五月二十日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第二十八号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年五月二十日

鳥取県営企業の組織に関する条例

(鳥取県企業局の設置)

第一条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づき、

県に鳥取県企業局を置く。

2 鳥取県企業局は、次の各号に掲げる事業を行なう。

一 電気事業

二 工業用水道事業

三 埋立事業

(管理者)

第二条 前条第二項各号に掲げる事業には、法第七条第一項ただし書の規定により管理者は置かない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県営電気事業の組織に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県営電気事業の組織に関する条例(昭和三十

二年七月鳥取県条例第二十一号)

二 鳥取県営電気事業に管理者を置かないと定める条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十号)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県営電気事業に従事する」を削る。

(地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する)

第一条中「鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第二十号)の一部を改め、同条同項第九号を次のように改める。

第一条中「電気局」を「企業局」に改める。

第二条第一項第一号中「三、四五一人」を「三、四四五十三号」の一部を次のように改め、同条同項同号口中「三八一人」を「三七六人」に改め、同条同項第九号を次のように改める。

第六条第一項第一号中「三、四五一人」を「三、四四五十三号」の一部を次のように改め、同条同項同号口中「三八一人」を「三七六人」に改め、同条同項第九号を次のように改める。

二 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

三 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

四 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

五 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

六 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

七 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

八 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

九 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十一 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十二 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十三 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十四 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十五 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十六 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十七 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十八 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

十九 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十一 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十二 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十三 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十四 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十五 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

二十六 鳥取県営電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改め、同条同項第九号を次のように改める。

00629

(第3種郵便物認可) 第54号

昭和三八年五月二十日

月曜日

鳥取県公報

(号外) 第54号

00628

(第3種郵便物認可) 第54号

昭和三八年五月二十日

月曜日

鳥取県公報

(号外) 第54号

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第三十二号

鳥取県知事 石 破 二 朗

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
第三十二号の一部を次のように改正する。

第二条中「電気局」を「企業局」に改める。

00630

(第3種郵便)
昭和38年5月20日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第54号

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例
県有船舶使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第
四十九号)の一部を次のように改正する。
別表中「鳥第三 四三〇円」を「鳥第三 四三〇円」
に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則の一部の施
行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

の一部の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則(昭和三十
八年五月鳥取県規則第二十二号)附則ただし書の改正規
定の施行期日は、昭和三十八年五月二十日とする。

鳥取県規則第二十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

の一部の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則(昭和三十
八年五月鳥取県規則第二十二号)附則ただし書の改正規
定の施行期日は、昭和三十八年五月二十日とする。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十八年五月二十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改
正する。

別表第一中

中海日野川総合開発調査局		局		長 次 長		課		長		次 長		課		長	
企 業 局	次 局	電 气 局	次 局	長	課	長	長	課	長	長	課	長	長	課	長
企 業 局	次 局	電 气 局	次 局	長	課	長	長	課	長	長	課	長	長	課	長
發電建設事務所		發電所		所	長	所	長	工務課長	課長補佐	庶務課長	經業庶務係	經理庶務係	經業庶務係	經理庶務係	長
道建設事務所		發電所		所	長	所	長	工務課長	課長補佐	庶務課長	經業庶務係	經理庶務係	經業庶務係	經理庶務係	長
日野川工業用水道		發電所		所	長	所	長	工務課長	課長補佐	庶務課長	經業庶務係	經理庶務係	經業庶務係	經理庶務係	長

を削り、
に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則